



令和2年(不)第15号

申立人 大阪教育合同労働組合  
被申立人 学校法人 プール学院

答 弁 書

令和2年4月13日

大阪府労働委員会会長 様

大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号俵ビル2階

(送達場所) TEL06-6323-6700 FAX06-6323-5510

被申立人代理人

弁 護 士 俵 正 市



同(担当) 小 川 洋 一



申立ての趣旨に対する答弁

申立人の申立てを何れも棄却する。

との決定を求める。

不当労働行為を構成する具体的事実に対する認否

1 「(1) 当事者」について

被申立人に関する部分は認め、その余は不知である。

2 「(2) 本件不当労働行為に至る経過(背景)」について

(1) ①記載事実中、多くの非常勤講師が不信感を抱いた点は不知であり、その余は認める。

なお、申立人からは組合員が11名である旨の説明を受けていた。

(2) ②記載事実は、不知である。



3 「(3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実」について

- (1) ①記載事実中、甲1号証が送付されたことは認め、その余は不知である。
- (2) ②記載事実は、認める。
- (3) ③記載事実は、概ね認める。

桜井事務局長が返事をしたのは、「学外で考えている」ではなく、「校内でなく、近隣施設を考えている」である(甲3)。

- (4) ④乃至⑦記載事実は、認める。
- (5) ⑧記載事実中、桜井事務局長の回答については否認乃至争い、その余は認める。

電話のやりとりは、14日及び15日の2回あり、桜井事務局長は時間がとれるのは1時間であることを明確に回答し、18時30分までであることを約束していただけなのであれば、その日の事前折衝には応じられない旨を2回とも明確に回答している。

そのやりとりの中で、申立人は、時間が限られていることについて、「そちらが席を立たれたらよい。」などと自分たちは居座る旨を発言して、桜井事務局長を脅迫した。

- (6) ⑨及び⑩記載事実は、概ね認める。

申立人が、18時30分の終了を約束しなかったので、桜井事務局長は上記の回答通り申立人を待たずに学校を離れたのである。

- (7) ⑪記載事実は、以下の点を除き、概ね認める。

団交の場所については、学校から徒歩約5分の生野区民センターが適切であり、申立人に特段の不利益を与えていないと考えている旨を回答したのである。経営状況についてはホームページ上で公開しているし、専任の教職員については2013年度から給与を約18%減額し賞与の月数も3分の1にしていることを具体的に説明した。学内組合については誰が組合員であるかについては確認していないが、過半数で組織されていることを信頼している旨を説明したのである。理事長の出席については申立人の単なる希望であって拒否の対象となるものではない。

- (8) ⑫及び⑬記載事実は、甲9乃至11号証のメールのやりとりがあった限度で認める。
- (9) ⑭記載事実中、「賃金削減については…資料を出して説明することではない、と組合との交渉を拒否した。」との点は否認乃至争い、その余は概ね認める。

賃金削減については、第1回の団交で説明済みである旨を説明したのである。

(10) ⑮及び⑯記載事実は、概ね認める。

甲 14 号証の第 1 項は、申立人の求めに応じて明らかにしたものであり、  
甲 15 号証のコマ数の通知は、申立人の求めに応じて伝えたものである。

- 4 「(4) 本件不当労働行為について」について  
否認乃至争う。
- 5 「結語」について  
否認乃至争う。

以 上